

大仙市情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。一方で、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たちません。また、自然災害によるシステム障害や大規模・広範囲にわたる疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要があります。

本市は、市民の個人情報や行政運営上の重要な情報を多数取り扱っています。また、マイナンバー制などの電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークを活用しています。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、市民の権利、利益を守るためにも、更には行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠です。

また、本市には、地域全体の情報セキュリティ基盤を強化していく役割も期待されています。

これらの状況に鑑み、本市における情報資産に対する安全対策を推進することにより、市民からの信頼を確保するため、以下のことに積極的に取り組むことを宣言するものです。

- ① 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立します。
- ② 情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための実施手順を策定します。
- ③ 本市の保有する情報資産を適切に管理します。
- ④ 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するため、職員等に対して必要な教育を実施します。
- ⑤ 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合において速やかに対応するため、緊急時対応計画を定めます。
- ⑥ 情報セキュリティ対策の実施状況検証のため、情報セキュリティ点検及びセルフチェック等を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
- ⑦ すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を順守します。
- ⑧ 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献します。
- ⑨ 法規の改正があった場合には、本ポリシーを適切に見直します。

平成26年4月1日

最高情報統括責任者（CIO）

大仙市副市長 久米正雄